

浜田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 58,523	千円 37,289,458	千円 338,797	千円 5,907,134	% 15.8	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 648	千円 2,557,292	千円 347,069	千円 879,193	千円 3,783,554	千円 5,839	千円 5,935

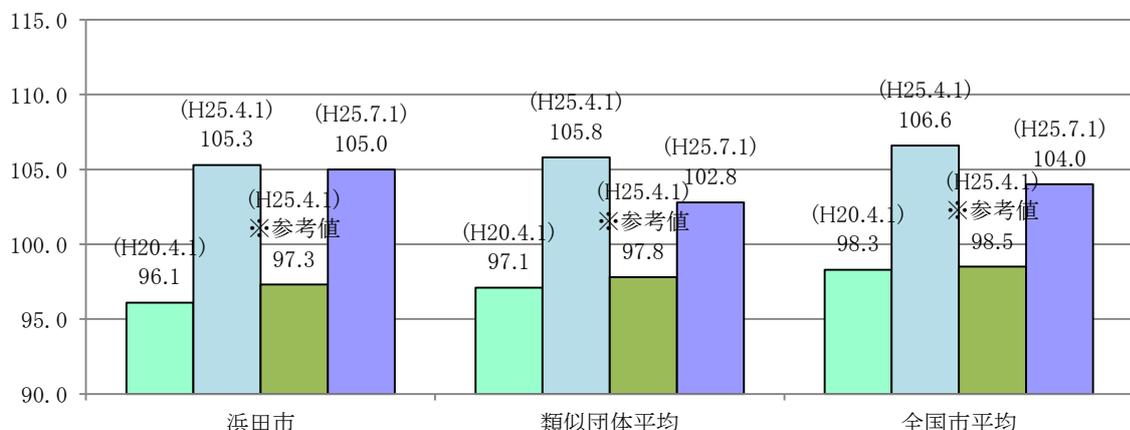
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
未実施	これまでの行財政改革の取組み及び職員削減による人件費縮減等を考慮したことによる。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
(手当)	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全国地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜田市	44.3 歳	334,018 円	383,986 円	356,431 円
島根県	44.3 歳	339,401 円	410,701 円	366,192 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜田市	49.4 歳	49 人	337,110 円	360,674 円	348,094 円
うち清掃職員	46.9 歳	12 人	316,992 円	337,292 円	326,825 円
うち給食調理員	50.2 歳	5 人	333,820 円	341,960 円	336,120 円
うち用務員	50.3 歳	23 人	343,804 円	361,609 円	355,152 円
うち自動車運転手	50.0 歳	9 人	348,656 円	399,867 円	365,078 円
島根県	58.3 歳	33 人	384,447 円	428,516 円	396,696 円
国	49.9 歳	— 人	272,199 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円
類似団体	49.3 歳	36 人	315,491 円	350,999 円	336,134 円

③ 教育職（小中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜田市	47.8 歳	347,617 円	357,558 円
島根県	46.0 歳	388,864 円	431,814 円
類似団体	40.5 歳	306,506 円	336,303 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		浜田市	島根県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	171,890 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	139,847 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	152,325 円(免許職)	—
			146,435 円(非免許職)	

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学齢別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

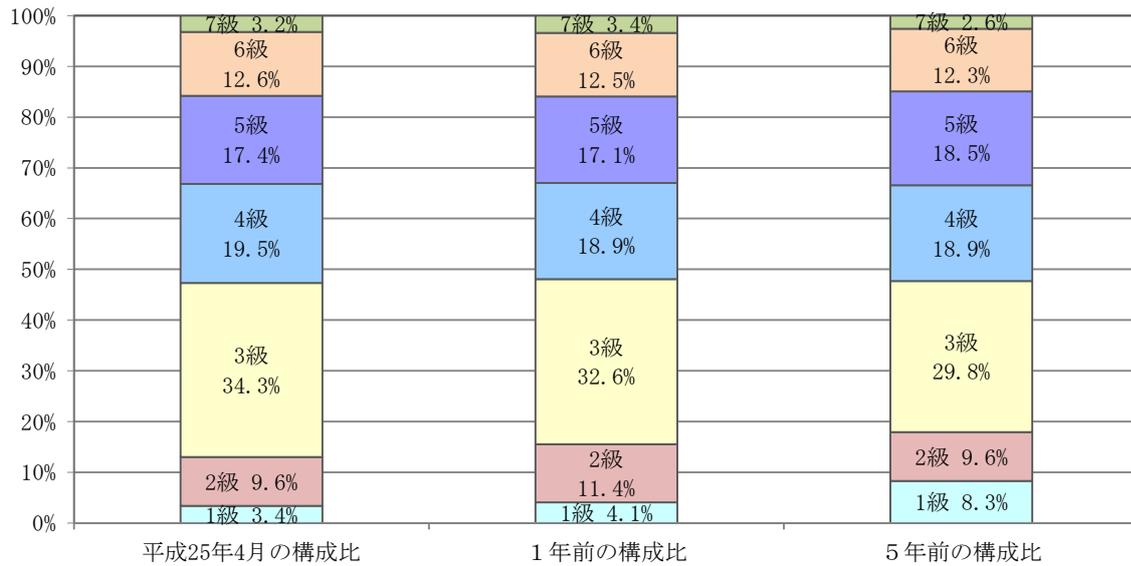
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数35年
一般行政職	大学卒	248,220 円	351,520 円	383,676 円	415,893 円
	高校卒	212,300 円	304,660 円	357,171 円	405,322 円
技能労務職	高校卒	該当なし	268,250 円	323,980 円	371,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	15人	3.4%	135,600円	243,700円
2級	主事、技師	42人	9.6%	185,800円	307,800円
3級	主任主事、主任技師	150人	34.3%	222,900円	354,700円
4級	係長、専門企画員、専門技術員、主任主事、主任技師	85人	19.5%	261,900円	388,300円
5級	係長、専門企画員、専門技術員	76人	17.4%	289,200円	400,600円
6級	次長、室長、課長	55人	12.6%	320,600円	422,600円
7級	部長、支所長	14人	3.2%	366,200円	456,200円

(注) 1 浜田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。なお、人事評価は試行段階にあるため昇給へは反映していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤務手当

浜田市	島根県	国
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,384 千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,459 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.35) 月分 (0.70) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.25) 月分 (0.70) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- (1) 平成23年6月期支給分より、管理職について、成績率に処遇反映を行っています。
 (2) 管理職以外の職員については、能力・業績に基づく人事評価は実施していないため、成績率に差を設けず一律に支給しています。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

浜田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 早期退職優遇制度（15～30%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	589 千円	24,629 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）	3,115 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	1,038 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
(医師の調整手当)	15 %	4 人	15 %

※在勤地域に対する地域手当は、該当なし。

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			8,492	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			63,373	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）			19.2	%
手当の種類（手当数）			11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成24年度決算）	左記職員に対する支給単価
強制執行手当	強制執行を行った職員	強制執行	千円	1件当たり500円
防疫作業等 従事手当	防疫作業等に従事した 職員	防疫作業等	千円	1日につき500円
火葬場業務従事 手当	死体の火葬に従事した 職員	火葬	千円	1体につき3,500円
死体処理手当	死体の処理に従事した 職員	死体処理	千円	行旅死亡人1回3,000円
				その他1回1,500円
犬・猫等死体 処理手当	犬・猫等の死体収集作 業に従事した職員	犬・猫等死体収集	68千円	1体につき200円
危険物取扱手当	法令等の定める資格を 有する職員	その資格を有しなければ 従事することができ ない業務に従事した場 合	1千円	1回につき70円
危険作業従事手当	ごみ処理施設又はし尿 処理施設に勤務する職 員	危険作業に従事した場 合	32千円	1日につき300円
消防出勤手当	消防職員	火災、救急及び救助業 務等災害に出動したと き	2,453千円	1回につき200円 救急救命士は1回100円を加算
医師手当	医師	診療所での勤務	4,800千円	月額20万円の範囲内
放射線取扱手当	診療所に勤務する職員 （医師を除く。）	放射線業務に従事する とき	82千円	1日につき230円
特別派遣手当	島根県後期高齢者医療 広域連合派遣職員	島根県後期高齢者医療 広域連合での勤務	1,056千円	1月につき在勤地において自ら 居住するために借り受ける住 宅（貸間を含む。）に係る家賃 （使用料を含む。）の月額に相 当する額及び2万9,000円の合 計額

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	106,611	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	154	千円
支給実績（平成23年度決算）	98,942	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	140	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいる。

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 次長級 54,000円 課長級 41,600円 診療所の所長及び医療専門監 51,400円	異なる	俸給の特別調整額 (46,300円～139,300円)	50,067 千円	575,513 円
初任給調整手当	医療職に限り410,900円の範囲内	同じ		14,476 千円	4,825,200 円
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 次に該当する扶養親族 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ・重度心身障害者 ①配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ②配偶者がいない場合1人に限り 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		91,496 千円	221,033 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃-12,000円 家賃月額 23,000円超 (支給限度額27,000円) (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		34,679 千円	271,099 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 2,000円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	異なる	交通用具の使用距離区分	56,270 千円	103,088 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対し支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給料額の算出方法	15,264 千円	145,370 円
宿日直手当	宿日直勤務 1回につき 4,200円 (5時間未満の場合は1/2) ※医療職 1回につき20,000円 (5時間未満の場合は1/2)	同じ		174 千円	34,840 円
管理職員特別勤務手当	部長級：6,000円 課長級：4,000円 ※ 6時間を越える場合 部長級：9,000円 課長級：6,000円	異なる	支給区分及び支給額	23 千円	7,666 円
災害派遣手当	国の基準と同様	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	異動又は公署の移転の直前の住居から異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活している者 23,000円/月 ※ 100km以上は距離に応じた加算有り	同じ		276 千円	276,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料			(参考) 類似団体における最高/最低額	
	市 長	810,000 円	1,000,000 円 /	440,000 円
	副 市 長	670,000 円	804,000 円 /	375,000 円
	自 治 区 長	540,000 円	- 円 /	- 円
報 酬	議 長	430,000 円	698,000 円 /	310,000 円
	副 議 長	360,000 円	620,000 円 /	245,000 円
	議 員	330,000 円	560,000 円 /	222,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 自 治 区 長	(平成24年度支給割合) 2.9 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成24年度支給割合) 2.9 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	在職期間1年につき給料月額×450/100	1,458.0 万円	任期毎に支給
	副 市 長	在職期間1年につき給料月額×270/100	723.6 万円	任期毎に支給
	自 治 区 長	在職期間1年につき給料月額×270/100	583.2 万円	任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

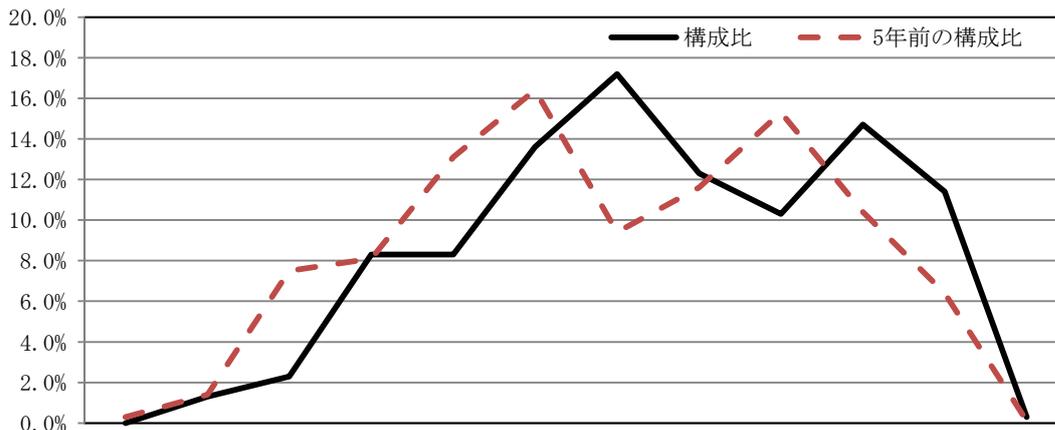
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		(平成24年)	(平成25年)			
普 通 会 計 部 門	一 般 会 計 部 門	議 会	7	7	0	
		総 務	139	140	1	自治研修所への派遣による増員
		税 務	39	38	▲1	事務の統廃合による減員
		民 生	73	73	0	
		衛 生	43	42	▲1	事務の統廃合による減員
		労 働	3	3	0	
		農林水産	42	41	▲1	派遣受入終了による減員
		商 工	28	27	▲1	派遣受入終了による減員
		土 木	69	69	0	
	小 計	443	440	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.18 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.82 人)	
	教 育 部 門	94	83	▲11	用務員の嘱託化等による減員	
	消 防 部 門	112	112	0		
小 計	649	635	▲14	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.5 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.62 人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	8	9	1	医師の採用による増員	
	水 道	26	27	1	業務の再編等による増員	
	下 水 道	11	11	0		
	そ の 他	25	26	1	広域連合への派遣による増員	
	小 計	70	73	3		
合 計		719 [831]	708 [831]	▲11 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.98 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、特別職の職員は含まない。ただし、教育長は含む。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	16人	59人	59人	96人	122人	87人	73人	104人	81人	2人	708人

(注) 5年前の構成比は、平成20年4月1日現在の構成比です。

(3) 職員数の推移

部門	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数 率	
		職員数	478	466	461	453	443	440	▲38
一般行政	増減	—	▲12	▲5	▲8	▲10	▲3	▲38	▲7.9%
教育	職員数	102	99	96	97	94	83	▲19	▲18.6%
	増減	—	▲3	▲3	1	▲3	▲11	▲19	▲18.6%
消防	職員数	112	112	112	112	112	112	0	0.0%
	増減	—	0	0	0	0	0	0	0.0%
普通会計	職員数	692	677	669	662	649	635	▲57	▲8.2%
	増減	—	▲15	▲8	▲7	▲13	▲14	▲57	▲8.2%
公営企業等会計	職員数	85	80	74	72	70	73	▲12	▲14.1%
	増減	—	▲5	▲6	▲2	▲2	3	▲12	▲14.1%
総合計	職員数	777	757	743	734	719	708	▲69	▲8.9%
	増減	—	▲20	▲14	▲9	▲15	▲11	▲69	▲8.9%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損失又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	852,282	49,124	132,535	15.6	14.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 29,526千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	21	83,367	11,016	29,681	124,064	5,908

(参考)市町村 平均一人当 り給与費
千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浜田市	44.4 歳	348,759 円	504,029 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浜 田 市		浜 田 市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (平成24年度)		1人当たり平均支給額 (平成24年度)	
1,414 千円		1,384 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
(1.35) 月分	(0.70) 月分	(1.35) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成25年4月1日現在)

浜 田 市			浜 田 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳~ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 早期退職優遇制度 (15~30%加算)		その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳~ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 早期退職優遇制度 (15~30%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	589 千円	24,629 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者数が少ないため公表しない。

ウ 地域手当 (平成25年4月1日現在)

※ 在勤地域に対する地域手当に関しては、該当なし。

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		44 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		14,626 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		14.3 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険物取扱手当	水道技術職（水源係）	危険物の取扱業務に従事したとき	13 千円	1日につき 70円
緊急出動手当	一般行政職 水道技術職（工務係、 水源係、計画係）	突発的な事故等に対応するため、時間外又は休日に勤務を命ぜられ当該業務に従事したとき	31 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	3,533 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	186 千円
支給実績（平成23年度決算）	2,733 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	109 千円

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 課長級 41,600円	同じ		1,296 千円	648,000 円
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 次に該当する扶養親族 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ・重度心身障害者 ①配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ②配偶者がいない場合1人に限り 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		3,276 千円	172,394 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃-12,000円 家賃月額 23,000円超 (支給限度額27,000円) (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 (2) 単身赴任手当支給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		1,609 千円	268,100 円

通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 2,000円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	同じ		1,260 千円	78,712 円
管理職員 特別勤務手当	部長級：6,000円 課長級：4,000円 ※ 6時間を越える場合 部長級：9,000円 課長級：6,000円	同じ		— 千円	— 円
災害派遣手当	国の基準と同様	同じ		— 千円	— 円

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、該当する職員数が少ないため公表なし。
制度等は、上水道事業職員と同様。